

県民意見提出制度による提出意見とそれに対する県の考え方

健康長寿やまなしプラン(平成30年度～平成32年度)(素案)について(H30.1.16～H30.2.14実施)

番号	該当箇所	意見の内容 (概要)	意見数	意見に対する県の考え方 (対応方針)
1	第3章の3 「高齢者施策 の展開」 P23 7つめの	健康づくりや介護予防の運動指導専門家として、「健康運動指導士」を普及啓発事業への協力団体また資格者として参画明記をご検討ください。	1	(修正加筆等意見反映) P23の7つめの で記載している「運動指導を行う専門家」について次のとおり脚注を付すこととしました。 運動指導を行う専門家:健康運動指導士や健康運動実践指導者等健康づくりや介護予防の運動指導を行う者
2	第3章の3 「高齢者施策 の展開」 P23 4つめの	「高血圧、糖尿病、脂質異常症などの生活習慣病の予防や重症化を予防するため、 <u>適正体重の維持、減塩メニューやバランスの取れた食事の重要性について普及・啓発を行います。</u> 」としていただきたい。	1	(修正加筆等意見反映) 次のとおり修正加筆することとします。 高血圧、糖尿病、脂質異常症などの生活習慣病の予防や重症化を予防するため、 <u>減塩メニューやバランスの取れた食事により適正体重を維持することの重要性について普及・啓発を行います。</u>
3	第3章の3 「高齢者施策 の展開」 P24 フレイル(虚 弱)予防の図	「フレイル(虚弱)予防」の中の「栄養」の食事(タンパク質、そしてバランス)の表現を(たんぱく質、バランスの取れた食事)にしてください。	1	(修正加筆等意見反映) 意見のとおり修正します。